

Mwe（エムウイ）シニア会会則（平成30年改定）

1. Mwe シニア会の目的マイクロ波技術やマイクロ波産業の発展に長年携わり、多くの経験と知識を培われた関係者が、日本のマイクロ波技術の永続的な発展を願いつつ、今後とも APMC,MWE を主たる活躍の場として、
相互の一層の親睦を深めると共に、マイクロ波技術に関する学理の発展に寄与することを目的とする。
2. 会の活動
会の活動は原則としてボランティア活動とし、マイクロ波技術の発展に寄与する活動と、会員相互の親睦とを中心とする。
 - ① 会員相互の情報交換や親睦にかかわる活動。
 - ② 会員の研鑽を目的とした研修会の実施。
 - ③ 会員誌の発行。
 - ④ 要請により APMC,MWE の側面からの協力。
 - ⑤ その他必要と思われる事項
3. 会員資格
 - 3-1. 名誉会員
 - ① Mwe シニア会の創設及びその後の運営に多大な貢献をされた会員。
 - ② 年会費の徴収の適用外の会員とする。
 - ③ 名誉会員証を授与する
を追加、元の 3-1、3-2 の条文はそのまま、それぞれ 3-2、3-3 とする。
 - 3-2. 個人会員
 - ① APMC,MWE の運営に5年以上携わった人。
 - ② マイクロ波技術やマイクロ波産業に長年関わり、年齢50歳以上で会長を除く2名以上の推薦を受けた人。
 - 3-3. 賛助会員
本会の目的を理解し各種の御協力をいただける、マイクロ波関連業界の個人、法人及び各種団体。
4. 入会、休会、退会手続き
 - 4-1. 入会は、個人会員、賛助会員ともに、本人の申し込み又は／及び会員の推薦を受け、運営委員会が審査し会長が承認する。
 - 4-2. 休会は、海外勤務等一定時期本会活動が不可能で、その後本会への復帰の意思がある場合、本人からの申し出により、運営委員会の審議を経て、会長が承認した場合に限って認められる。休会は申し入れ年度の次の年度からとする。復会は申し入れ月からとする。
 - 4-3. 退会は本人から会長に申し入れ、会長が本人の意思を確認し、次年度より退会となる。
5. 本会の役員
本会の役員として、会長、副会長、幹事長、会計幹事及び監事、を置く。
役員は会員全員の選挙によって選出される事とする。
その任期は2年とし、定例総会で選任された翌日から翌々年の定例総会日までとする。

5-1. 会長、副会長は総会議長、運営委員会委員長とし、本会を総括し、重要案件の承認、を行うと共に、会の円滑な運営に努める。また本会の代表として本会の発展に寄与するものとする。

会長は運営委員の任命を行う事とする。

運営委員の任命に当たっては、運営委員の役割分担を考慮し、多くの会員に役割を担っていただく事を原則として行うものとする。副会長は会長を補佐すると共に、会長不在等の場合に会長に代わって、会長の職務を果たす事とする。

5-2. 幹事長 運営委員会幹事として、会長を補佐し、委員会開催の発案、委員会の運営、議決事項の実施状況等の確認を行う。

本会の日常活動推進のための指揮を取る事とする。

5-3. 会計幹事

会計幹事は本会の運営資金の管理を行う。

5-4. 監事 監事は本会の運営が適正に行われているかを監査し、監査結果を文章により会長宛てに報告する。

6. 本会の組織と運営

会の組織については別図のように定める。

6-1. 会期

本会の会期は 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

6-2. 総会

1. 会員全員が参加資格を持つ本会の最高議決機関とし、会長が議長となり総会を主導する。

2. 定例総会は、会期終了後 3 ヶ月内に行うこととする。そのほか、必要に応じ会長の要請により臨時総会を開催することが出来る。

総会は、委任状を含めて会員の過半数の出席により成立し、議案は出席者の過半数の賛成により、議決される。

3. 総会の役割は下記事項とする。

① 会則の制定と改定案の承認

② 年度活動報告と次年度活動計画の承認

③ 年度決算案と次年度予算案の承認

④ 関連事業報告

⑤ その他会長が必要と認めた本会に関する重要事項の報告または承認

6-3. 運営委員会

1. 運営委員会は会長、副会長、幹事長および運営委員により構成される。

2. 本委員会の委員長は会長、副委員長は副会長とし、幹事長は委員長を補佐し、必要に応じ委員会開催の発案、委員会の運営、議決事項の実施状況の確認を行う。

3. 本委員会の開催は、運営委員の発案により幹事長が委員長の承認を得て、臨時開催する事が出来る。

電子メールによる運営委員会の開催も有効とする。

本委員会は委任状も含め、過半数の参加で成立し、議決は参加者の過半数の賛成で決議される。

4. 運営委員会の役割は下記事項である。運営委員は分担して下記役割を担う。

- ① 別途定めた編集委員会を通じて会報の発行の推進
- ② 会員参加の各種イベント、行事の立案、実施の推進
- ③ 同好会活動の推進
- ④ 本会ホームページを通じた、会員および関係者への PR 活動の推進
- ⑤ 予算案の作成、決算案の作成および日常的な会計処理
- ⑥ 本会の日常活動の推進のための必要な事項の報告と議決
- ⑦ 本会活動の活性化のための諸方策の策定と実施
- ⑧ その他必要事項の決定

7. 事務局

本会事務局を会長宅内に置く。

8. 会の運営資金と会費

会の運営資金は、会員からの会費を主体とし、賛助会員からの寄付によって得られた収入等をもって充てる。

会費は以下の通り。

個人会員：年会費は5,000円、途中入会、復会の場合は4月1日からの会計年度において12月末日までの入会・復会者は同額とし、翌1月1日より3月31日までの入会・復会者については、半額とする。

会員の入会日は会長の入会承認の日とする。

原則として定められた日までに Mwe シニア会の銀行口座に振り込む。

休会者は休会年度については、会費を徴収しない。

賛助会員：寄付金はその都度受け入れる。

9. 会則の改定

会則の改定は、運営委員会で審議し、会長が定例または臨時総会に提案、承認を得た後、改定される。

以上

改定記録

平成11年6月26日制定

平成12年4月25日改定

平成16年5月19日改定

平成18年5月29日改定

平成22年6月11日改定

平成30年7月14日改定

(別図) Mwe シニア会組織図

